○農林水産省令第四十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後			改正前		
別表二（第九条関係）			別表二（第九条関係）		
地域	植物	備考（対象とする検疫有害動植物）	地域	植物	備考（対象とする検疫有害動植物）
一～十一　（略）	（略）	（略）	一～十一　（略）	（略）	（略）
十二　（略）	なす科植物（付表第二十七、第三十、第四十二、第四十七、第六十二及び第九十二に掲げるものを除く。）の生茎葉及び生果実	（略）	十二　（略）	なす科植物（付表第二十七、第三十、第四十二、第四十七及び第六十二に掲げるものを除く。）の生茎葉及び生果実	（略）
十三～二十三　（略）	（略）		十三～二十三　（略）	（略）	
付表			付表		
一～九十一　（略）			一～九十一　（略）		
九十二　メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるグロッサム種のとうがらしの生果実			（新設）		

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

その他告示

○総務省告示第三百十八号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第十五条の規定に基づき、健全化法第九条第三項において準用する同条第二項の規定により夕張市から報告を受けた財政再生計画の内容及び健全化法第十条第六項の規定による協議の結果を次のとおり公表する。

令和七年九月十七日

総務大臣　村上誠一郎

一　健全化法第九条第三項において準用する同条第二項の規定により報告を受けた財政再生計画の内容

財政再生計画書（令和７年度第３次（９月）変更後）

第１　再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析：変更前に同じ

第２　計画期間：変更前に同じ

第３　財政再生の基本方針：変更前に同じ

第４　財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額：変更前に同じ